

要約版（都市計画審議会用）

■都市計画マスタープラン(素案) に対するパブリックコメント意見及び市の対応

No.	意見提出日	意見提出者	関連該当頁	意見の要約	市の考え方(要点)	意見の反映	関係課
1	R8.2.23	市民	P43	<p>・加須駅周辺を「都市拠点」とすることに反対である。</p> <p>・人口、学童数、地価、民間開発の状況等を比較すれば、花崎駅周辺の方が優位であり、花崎駅周辺を都市拠点、加須駅周辺を副都市拠点とすべきである。</p>	<p>・加須駅周辺地区は、交通の要衝で市役所や済生会加須病院等の多様な機能が集積する。既存ストックを活かし、持続可能な都市経営の中心地として再生を図ることから、「都市拠点」と位置付けし、機能の維持・誘導を図る。</p> <p>・花崎駅周辺地区は、良好な居住環境や教育環境を有する重要な地区である。本計画においてもその特性を活かし、市内有数の居住環境を有する「生活拠点」として、適切な維持・保全に努める。</p>	反映しない	都市計画課 スーパーシティ推進課 産業振興課
2	R8.2.23	市民	P43	<p>・「地域拠点」と「生活拠点」を区分することに疑問がある。拠点は公共サービスと生活サービスの両方を兼ね備えるべきであり、素案の課題整理や、今後策定される立地適正化計画の考え方とも整合させるため、これらを統合して考えるべきではないか。</p>	<p>・「拠点区分」は、それぞれの『主たる役割』に着目して設定している。具体的には、『地域拠点』は行政やコミュニティの核としての役割を、『生活拠点』は買い物や通勤などの日常的な利便性を重視している。</p> <p>・本市の広域な都市構造において、行政機能の中心と、商業・交通機能の中心が必ずしも地理的に一致しておらず、それぞれの地区特性を明確にする観点から、両者を区分して位置付けした。立地適正化計画策定となった場合での整合については、この役割分担を踏まえた上で、適切に検討する。</p>	反映しない	都市計画課
3	R8.2.23	市民	P92	<p>・地域区分について、旧市町ごとの区分ではなく、利根川や東北自動車道を境界とした3地域区分(北部・中部・南部)とする設定に疑問がある。</p> <p>・この区分は防災(浸水リスク)のみを重視し、北部・中部地域からの居住移転を誘導する意図が強く、まちづくりの視点が欠けているのではないか。</p> <p>・素案P30の図に家屋倒壊等氾濫想定区域等の記載がない。記載漏れミスをするコンサルタント名を教示されたい。</p>	<p>・地域区分の設定は、人口規模や旧行政界のみならず、地形・土地利用・広域交通網など都市構造上の特性を重視し設定している。生活圏や防災活動へ影響する「利根川」や「東北自動車道」を境界とし、特定の地域からの移転や居住誘導を意図したものではない。地域実情に即したまちづくりを進めるための枠組みである。</p> <p>・水害リスクの全体像把握を主目的とし、最も範囲の広い「洪水浸水想定区域(想定最大規模)」を代表として表示している。家屋倒壊等に関する区域も重要であるため、「水害時の避難行動マップ(ハザードマップ)」での確認を周知し、本計画の図面にも、必要に応じて注釈を追記し、誤解を招かないよう対応する。</p> <p>・計画の内容は市が主体となり決定しているものであるため、委託事業者名は非公表とする。</p>	一部反映する	都市計画課 危機管理防災課
4	R8.2.23	市民	P58 P81	<p>・水害想定される区域の土地規制の対策が記載されていない。</p> <p>・他市の立地適正化計画の事例も踏まえ、これらの危険区域での開発抑制や都市計画法第34条11号・12号区域からの除外を明記すべきである。</p>	<p>・市域の大部分が平坦かつ広範な市街化調整区域という本市特有の地理的条件を考慮し、国・県との調整を経て、本計画においても第11号・12号区域の制度運用を継続する方針である。</p> <p>・浸水ハザードエリアからの区域除外は、社会経済活動や地域コミュニティ維持への影響が大きいため、国・県との協議の結果、現時点では行わない方針である。</p> <p>・堤防強化等のハード対策に加え、ハザードマップ配布や防災ラジオ等のソフト対策により、確実な避難体制を整備することで安全を確保できると判断し、国からは地域実情を踏まえた対応として理解を得ている。開発許可申請時には、事業者や居住予定者に対して浸水リスクや避難行動についての説明を義務付けるなど、運用面での安全確保に努めている。</p>	反映しない	都市計画課 建築開発課 危機管理防災課
5	R8.2.23	市民	P18	<p>・野中土地区画整理事業等は危険区域内にあり、多額の税金を投入して居住を誘導することは人命軽視であり、即刻中止すべきである。ついては、県に対し事業継続の是非を照会し公表されたい。</p>	<p>・事業を中止する考えはない。野中土地区画整理事業等の施行中の事業は、埼玉県知事の認可を受けて適法に進められている。</p> <p>・調整池や排水施設の整備による雨水対策、避難機能を有する道路網の構築、盛土による宅地の高上げ等、都市基盤を面的に整備することで、地域全体の防災機能を向上させる役割も担っている。</p> <p>・埼玉県等の関係機関と緊密に連携し、事業区域内における安全・安心な居住環境の確保に努める。</p>	反映しない	都市計画課 大里根農政建設課

No.	意見提出日	意見提出者	関連該当頁	意見の要約	市の考え方(要点)	意見の反映	関係課
6	R8.2.23	市民	—	・立地適正化計画は、直ちに策定に取りかかるよう強く要望する。	・都市計画マスタープランにおいて長期的な方針を定めた上で、立地適正化計画の策定の是非や時期については、本市の実情に即した制度となり得るかを検証し、総合的に判断する。	反映しない	都市計画課 政策調整課
7	R8.2.23	市民	P44 ほか	・本市北部の拠点施策として、利根川、加須未来館、カスリーン公園を一体とするサイエンス発信ゾーンとしての位置づけを提案する。	・地域別構想(中部地域)において、加須未来館周辺を「利根川河川敷緑地公園周辺」として、スポーツやイベント等の展開を図る方向性を示している。特に加須未来館は、子どもたちや市民の宇宙や科学の対する関心を高めることも目的としており、ご提案の内容と概ね合致しているものと考えられる。 ・本計画への記載は行わないが、今後の北部・中部地域の活性化や施設活用の参考として、関係各課(生涯学習、観光振興、防災、農業振興等)へ情報共有を図る。	一部反映済	都市計画課 政策調整課 農業振興課 観光振興課 生涯学習課 北川辺地域振興課 北川辺農政建設課 大利根地域振興課 大利根農政建設課

No.1～No.6までは同一の市民による意見(当課にて番号附番し分類)